

平成 30 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 30 年 6 月 26 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 33 分まで

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

平成 30 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 30 年 6 月 26 日(火)
場 所 太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 2 時 33 分

2. 報告事項

太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）について
自治基本条例の制定について

3. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、溝端 剛、岡 英子、
三浦 淳子（教育委員会）、井手 俊郎（農業委員会）
北川 重美（自治会）、瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）、
桑野 敏行（公募）、山口 美和（公募）

4. 町出席者

町長 服部 千秋
事務局及び説明員
総務部長 栄藤 雅雄
企画政策課長 森田 好紀
副課長 池田 誠
主事 太田 祐一郎

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

服部町長 皆さん、こんにちは。
あじさいの花が、日ごとの長雨に、鮮やかに色づく季節となりました。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、まちづくり審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。
また平素は、町行政の運営に格別のご配慮を賜っておりますこと、改めてお礼申し上げます。
さて、去る6月18日に、大阪府の北部で大きな地震が発生しました。消防や救急、また救助にあたった地域住民の皆様方の必死の努力にも関わりませず、5名の方がお亡くなりになったことは誠に痛ましく、衷心よりお悔やみ申し上げます。
九歳の女の子は通学路途中の塀が倒れて亡くなりました。
本町でも地震の後、学校や幼稚園など公共施設の危険箇所を調査いたしました。あらためて「災害に強いまちづくり」に、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。
また、被災地では、現在も避難生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。生活再建を早く果たしていただくために、速やかに罹災証明書が発行されなければなりません。そのためのお手伝いをすべく、昨日から本町の職員2名を大阪府茨木市に派遣しております。被災地の皆様、速やかに元通りの生活に戻れるよう、町としても引き続き支援をしてまいり所存でございます。
本日は、太子町表彰条例に基づく、表彰基準の見直しについてご審議いただきます。また、制定に向けて準備を進めております「太子町自治基本条例」につきまして、報告させていただきます。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

3. 審議会委員・事務局職員の紹介

森田課長 続きまして、審議会委員及び事務局職員のご紹介に移ります。
私がお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。
なお、審議会名簿につきましては、参考資料の13ページに付けさせていただきます。
まず、有識者として、井口 宏幸様でございます。
同じく、溝端 剛様でございます。
同じく、岡 英子様でございます。
町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から三浦 淳子様でございます。
農業委員から、井手 俊郎様でございます。

各種団体から推薦いただいた方として、自治会から、北川 重美様でございます。

男女共同参画プラン策定委員会から 瀧北 りえ様です。

公募により選出しました方として、桑野 敏行様でございます。同じく、山口 美和様でございます。

なお、有識者の熊谷 直行様、商工会の地丸 勇様は本日、ご欠席でございます。

次に、事務局職員をご紹介させていただきます。

改めまして、町長の服部千秋でございます。

総務部長の栄藤でございます。企画政策課 副課長の池田でございます。

企画政策課 事務担当の太田でございます。

私が、企画政策課長の森田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、平成 32 年 3 月 31 日まで任期となっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、審議会の担任事項でございますが、委員就任の際にご説明申し上げましたとおり、参考資料の 1 ページに「太子町まちづくり審議会条例」の第 2 条第 1 項に掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

ここで、服部町長には、別途公務がございますので退席させていただきます。ご了承ください。

4. 会長の選任

森田課長 今回、任期の第 1 回目となりますので、まちづくり審議会の会長の選任に移らせていただきます。審議会条例第 5 条第 1 項の規定では会長は委員の互選により選出することとなっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

三浦委員 事務局一任でお願いします。

森田課長 ただいま、事務局一任の発言がありましたので、事務局より会長候補を推薦させていただき、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

森田課長 ご異議がないようですので、事務局より会長候補として井口 宏幸委員を推薦したいと思います。
会長に井口 宏幸委員を選出することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

森田課長 異議がないようですので、会長を井口 宏幸委員とすることで決定いたし

ます。

なお、会長は審議会条例第6条第1項に基づき、会議の議長を務めていただきますので、議長席に移っていただきたいと思ひます。

それでは、会長よりご挨拶をいただき議事進行をお願いいたします。

5. 会長あいさつ

井口会長 会長を務めさせていただくことになりました井口 宏幸でございます。どうかよろしくお願ひいたします。規定によりまして、本日の議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いしたいと思ひます。それでは、座って議事進行を進めさせていただきます。本日の会議内容は、ご案内のように太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）についての説明を受けて審議を行います。それと、後1件自治基本条例について報告を受けます。それから、今日審議会委員の出席につきましては、11名中9名の出席を得ておりますので、定足数に達してほすことを報告いたします。

6. 議事録署名委員の指名

井口会長 次に、議事録の署名委員の指名ですが、最初にまちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。議事録署名委員には、溝端委員と瀧北委員の両氏を指名いたします。お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

7. 議事 太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）について

井口会長 それでは、議事に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

太田主事 それでは、議事一つ目太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）についてご説明させていただきます。今回の見直し案につきましては、平成29年度のまちづくり審議会の方でも一度ご報告させていただいた内容にはなるんですけども、今回新たに改選がなされまして委員の方も変わられている方もいらっしゃいますので、概要から説明させていただきます。まず、太子町表彰条例につきましては、参考資料の6ページに条例の方を載せさせていただきます。この条例につきましては、町の政治・経済・文化・社会、その他各般にわたり町政の振興に寄与していただいた方、または町民の模範として認められる行為があった者に対して表彰を行い、自治の振興を促進することを目的として制定されている条例でございます。太子町表彰条例施行規則につきましては、8ページに記載させていただきます。

ておりますが、内容につきましては、この表彰条例の詳細を記載しているものになります。

その施行規則の中で、大きく分けて2種類の表彰基準があるんですけども、ひとつが一定の在職年数に応じた表彰の規定でございます。

その後に、町の振興に貢献したことや功績が顕著であるといった行為や行動の結果を要件にするもの、この二つに分かれております。

今回、見直しの対象とさせていただくのは、前者の在職基準年数を規定しているものに対して見直しをかけさせていただきます。

それでは、規定の改正内容に移らせていただきます。

この度、表彰の施行規則の改正の起因となりましたのは、施行規則第2条第2号社会功労賞の中のウのところ、自治会長在職基準年数でございます。

こちらの、まちづくり審議会の表の中の4ページ目に比較表を掲載させていただいております。こちらをご覧ください。

現在、太子町で自治会長をなされている方につきましては、基準年数が15年ということで、15年自治会長をなされた後表彰の対象となる形となっております。

現実問題、自治会長の在職期間というのは、年々短くなってきておりました、その要因のひとつというのが、社会情勢の変化であると考えられます。昨今、定年を迎えられた後でも、働く方というのがたくさんいらっしゃいますので、そういった関係で従前のように自治会長の職を永きにわたって担うことというのが、現実問題難しくなっております。

平成21年度を最後に、この15年という在職基準年数を満たす方というのはでてきておりません。

さらに、県の自治会の表彰基準もあるんですけども、こちらは10年となっております、太子町の表彰基準15年というのは、それと比べても長期であるということが見て取れます。

もう一度比較表の方をお願いいたします。

太子町の右側の方に、近隣市・類似町の方と比較させていただいているものがございます。

こちらを見ていただきますと、自治会長の列をみていただきますと、たつの市で12年、相生市で連合自治会長さんと単位会長さんと別れておりますが、それぞれ8年、12年。赤穂市さんで12年、連合自治会長の場合は6年、連合自治会副会長の場合は8年、宍粟市さんの場合は10年、播磨町さんと稲美町さんにつきましては12年という形になっておりました、ここから見ていきますとやはり太子町の15年といのは長期であるということが見て取れます。

今回、自治会長の表彰基準を見直すということで、改正の検討に入ったんですけども、自治会長だけではなくて、表彰規則全体を見直すという機会と捉えさせていただきまして、自治会長の基準年数に限らず、他の基準年数についても全体のバランスを図りながら改正を検討させていただきました。

ただし、在職基準年数をいたずらに短くすることは、表彰そのものの権威

を相対的に低くすることに繋がりますので、そこは慎重に検討する必要がございました。

次に具体的な改正内容ですけれども、今回比較表を見ていただきますとおり、自治会長の基準年数が15年と長期になっておりますので、近隣の基準年数及び任期、さらに実際に現在自治会長さんを務められている方の実績等を鑑みまして改正案では12年、網掛け色つきのところとなりますけれども、12年ということの規定させていただきたいと思えます。

さらに、その他の民生・児童委員、農業委員会委員、教育委員会委員につきましても、各近隣のものと比べましても、長期であること、さらに表彰規則第2条第2号で規定されます町行政の補完的業務を担う団体の長とあるんですけれども、参考資料の10ページに規定される町行政の補完的業務を担う団体ということで下の方に記載させていただいておりますが、この長と比較いたしましても、先ほど述べさせていただいた民生・児童委員、農業委員会委員、教育委員会委員につきましては、職責に大きな差異が認められないこと、さらに、同じく社会情勢の変化により長期にわたって委員の職を務められるということが難しくなっていること、その他それぞれの任期と表彰施行規則の全体のバランスを考慮し、民生・児童委員、農業委員会委員、教育委員会委員につきましても、それぞれ12年で在職基準年数を統一させていただくという案を作成させていただきました。

また、今回の改正につきまして平成30年4月1日より適用させていただきたいと考えておりますが、対象者につきましては、改めてまちづくり審議会に諮らせていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

井口会長 　　ただいま、事務局の方から太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）について説明がございましたが、何かその点につきまして意見とか質問がございましたらお願いしたいと思えます。

井手委員 　　今、説明をいただいたんですけれども、近年の在職基準年数に該当された状況を数字でもって教えていただけませんか。

池田副課長 失礼いたします。
直近の例で申し上げさせていただきますと、まずこの年数の規定で該当された方が、平成28年に議員の方で12年の年数を超えてなられた方がいらっしゃいました。
それ以前で申しますと、教育委員の方で17年5ヶ月ご経験された方がいらっしゃいました。
それ以前になりますと、平成25年に町長職12年の方がいらっしゃいます。ただ、毎年毎年1人ずつコンスタントにいらっしゃるようなそういった状態ではなくて、飛び飛びになっているそういったところで、かなり該当者が少なくなってきたということが言えると思えます。
先ほど、太田の方がこの議論の起因となった自治会長について申し上げたんですが、自治会長で申し上げますと平成21年に18年で表彰を受けた方

がいらっしゃった以降は、8年間該当者がいないという状況です。
以上でございます。

井口会長 よろしいでしょうか。
他に何か。
北川委員さん。

北川委員 自治会関係から言わせてもらおうと、本当に毎年のように自治会長さん変わ
られているんです。15年が12年になったって表彰は誰もしてもらえなん
じゃないかと思います。はっきり言って。
私も4期目で平成30年度で8年になるんですけども、もう辞めようと思
います。

井口会長 すいません、私からですが、自治会長で受けられた方が確か21年以降な
いわけですね。

森田課長 平成21年に18年された方が、1人受けられた以降ないというお話で、今
既に10年されている方が、この3月で11年になるんですけど、その方が
2名おられます。

井口会長 今年で。

森田課長 この3月で10年の方が2人、9年の方が1人、というような形です。今
の12年を10年とか8年とかにすると、もう既に年数を超えられた方もお
られるので、一足飛びに年数を減らしてしまうというのが、他との balan
スもありまして、ここまで減らしてしまいますのはどうかというような議論も
させていただいたところでございます。

井口会長 北川委員さんいかがですか。

北川委員 極端に短い年数にするとは言っていないので、15年が12年になっても私
はいいと思います。

井口会長 確か県の連合会の年数は10年ですね。

北川委員 10年です。こんなことは手前味噌ですけども、斑鳩地区の方で2名いら
っしゃるんです。

井口委員 今ここに自治会長の職の在職年数の件についてあったわけなんですけど、他
に今回在職年数で改正をしようとしているものが他にもございます。
その他について、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

岡委員 この自治会長15年というのは、いつ15年となったんですか。

- 井口委員 15年の在職基準年数はいつからですか。
- 森田課長 参考資料をご覧いただきたいと思いますが、6ページに条例を制定しております。平成2年4月1日施行となっている当初以来変わっていないという状況でございます。
- 岡委員 この時、何故15年になったんでしょう。
- 栄藤部長 当初、平成2年度に施行した以降は、ぽつぽついらっしゃいました。当時はまだ15年とか16年とか永きにわたってされてた自治会長さんというのが、おられました。
- 井口会長 平成2年度から15年になったと。
- 栄藤部長 そうです。要は施行したのが平成2年度であります。
- 森田課長 昭和27年に太子町褒章条例っていうのがございまして、それに基づいて表彰者を設定していたんですけど、それを今回表彰条例として平成2年に改めて条例を全面改正させていただいています。それ以前の情報が今手元にはございません。
- 栄藤部長 平成2年以降はずっと15年でできて、基準年数については一切触っていないという他の委員さんについても一緒なんです。一切さわってないという状況で今までできてます。約30年弱。
- 井口会長 他委員さん、ご質問がございましたら。
- 岡委員 何を言っているのか判らないんですけど、ちょっと気になったんです。15年と最初に設定したのが。何かあつてのことかなと。
- 井口会長 昨年に、北川さんもおっしゃったように、自治会長職にあつて、最近特に15年ということになりますと、なかなか該当者がいなく、見直したらどうかといった話があつて、事務局の方で近隣市町の状況を調べてもらつて今回案として提案されたんです。
- 岡委員 それは十分判ります。
- 井口会長 事務局案としていかがでしょうか。
- 溝端委員 事務局案では自治会長に限って言うならば、他の近隣のところと比べて15年は長いと、平成21年度以降該当者がいないと、それで仮に12年にしても在職10年までは2人おられて、そのうち該当される可能性がある

わけですけども、例えば近隣が12年くらいで、ならば12年にする。あるいは、民生・児童委員とか自治会長と含めて見直すということで、バランスをとってっていう話でしたけど、町長以外全部12年ですね。

こうなってくると、確かに近隣とバランスをとる。あるいは他の表彰の年数を町長以外統一するということは、一見バランスよくとれてるんだろけれども、何か太子町としての差別化っていうのですかね、太子町としてこういう人を表彰したいんだと、そういう観点から審議することも必要なのかなと思います。

今の自治会長さんの話で言うならば、自治会長が多選というか永年続くことが良いことなのか、むしろ弊害があるのか、いわゆる変化が、これから少子化とか出てくる中で、従来のされていたことをずっとされる形でいくと、多選がマイナスに働く可能性があるわけですね。ですから、私なんかはどっちかという、12年で構わないんですけど、このあたり太子町としての何か差別化というんですかね。自治会長さんを8年やってくれたらそれで表彰しますよと。実際に8年っていうのもそう出てこないと言いますかね。私の住んでいるところで言うならば、2年ごとに変わっていきます。だから、むしろそうやって永年されているというところはどこだろうと。

私が知ってる上郡なんかで言いますと、自治会が高齢化して、自治会長さんの受け手がいません。一番若い人が自治会長受けて、もうそれこそ10何年、20年。そうなってくると、多選が良いかどうかっていうのは、別問題になってくるんですね。永年されているところが、地域によってどうバランスがなっているか。過疎高齢化が進んでいるところであれば、当然のごとく多選となってくると。そこで表彰しても地域は良くなるらないんで違う仕組みを考えないといけないかなと思うんです。

色々話しましたがけども、太子町としての他の近隣と足並みを揃えるっていう観点だけではなくて、町としてこういう人をやっぱりこれからまちづくりで必要なんだということで、あえて表彰していくことも必要なことかなとも思います。個人的な意見ですけれども。

井口会長 それにつきまして何か事務局の方から。今の意見を踏まえて。

森田課長 特におっしゃるとおり太子町としての特性を踏まえて、自治会長さん等の表彰について検討の方はさせていただきたいというふうには思っております。

最近、自治会長さんになられる方というの、かなり減ってきてる状況でなかなか成り手がいないというお話も十分聞いておりますが、自治会の活動につきましては、特に自治会長さんが、町としても今参画と協働という形で色々とさせていただいている中で、自治会長さんの役割がすごく重要になっております。できるだけ皆さんが参加できるような形で動かしていただきたいと思っておりますが、今回の表彰条例につきましては、一足飛びに年数を減らしてしまうと今まで受けられた方っていうものに対しての権威と言いますか、こちらの敬意を表するというところからしましても

大きく変えることは、難しいところかなと思います。
まずは12年と言う段階でひとつ表彰させていただくというところできせていただいたらどうかというふうに考えているところです。

井口会長 溝端委員からの質問に事務局の方から一足飛びに期間を変更ということは弊害もあるのでは。ということで、意見が出されました。
その辺、溝端委員。

溝端委員 こだわるわけではないんですけど、これでバランスとったからいいですよという観点は避けておかないと、色んな方から質問を受けたときに答えられなくなってくるのかなと思います。

井口会長 溝端委員さんの方から、そういう意見がございましたのでまたその辺今後見直し等の際には、そういった意見を踏まえてしてもらえたらなと思います。

栄藤部長 また運用していく中で、随時見直していかしていただきたいなというふうに思っております。

井口会長 それでお願いします。他に意見がございましたら。

岡委員 自治会長2年で15年、任期2年で15年でしょ。任期2年と書いてありますが。

森田課長 すいません。自治会長さんは自治会の方で、任期というものが決まってるんで2年のところもあれば3年っていうところもございます。

岡委員 だから一生懸命やったって、15年になるのは中途半端だなと思って。

森田課長 ちょうど自治会長さんを辞められたときに、何年かっていう基準になるんで、もし2年のところでしたら、8回やらないとならないということになると思います。

井口会長 経過した年の4月以降ということですね。

森田課長 そうですね。はい。

岡委員 7期の人にはもらえないということですね。

森田課長 今までは。はい。今度は6期でもらえるという形です。

井口会長 他に何か。

井手委員 今回の基準年数の見直しにつきましては、先ほども説明がありましたとおり起因している社会情勢の変化。これが一番大きな要因かなと思います。ただ、今後もますます高齢化が進み、定年がどんどん延長になるだろうし、今以上におそらく厳しくなっていくかと思いますが、この辺は随時対応できるような形にさせていただきたいという願いが一点と、あと基準年数の見直しによる表彰規程の今回改正なんですけど、今回の表彰の中で善行賞ですかたちばな賞、これは基準年数関係無しに功績が顕著な人に対して行う表彰なんですけど、この辺が年数を変えることによって基準が緩くなる、それに併せて功績が顕著な人の対象の基準というのは、顕著の判断はなかなか難しいと思うんですけど、この辺についてはお考えにはなったことはないでしょうか。

井口会長 ただいまの意見に対しまして、功績による賞ですね。たちばな賞、そこら辺の見直しについてはという意見がございますが。

栄藤部長 功績による表彰の話も、過去のまちづくり審議会に出ております。こういうように年限の基準が決まっている場合には、はっきりと12年とか15年とか8年とかということ、客観的にそこで審議ができるんですけども、功績によって推薦された場合は、一体どういう基準なのかというそんな話もよく出ていました。過去の審議会では、それこそ、それは、その時その時で判断していただかないと仕方ないことになっています。例えば、その事業に携わって1年、2年でも非常に大きな成果を挙げられて、非常に功績があったということであれば、テーブルに乗るといような場合もあるでしょうし、永年にわたって文化の振興に携わってこられたってというような功績を基にこの審議会に諮る。そういうような場合もあるでしょうし、それはもう臨機応変にその審議会審議会の席で審議しようではないかというように、あまり基準というものが定められないものについては、こういう功績によってというように表現しかできないなというところ、今までずっときてるところであります。何年という年限が規定できればいいんですけど、なかなか年限として区切りすることができないというように要素について、こういう功績ということ、今言われたたちばな賞については、それこそその1件1件の事案について審議しよう。過去そういうようなお話がされました。

森田課長 先ほど部長が言われたとおりなんですけど、ひとつの基準といたしまして、その功績に対して、出さしていただくんですけど、金額的なものには概ね1,000万円以上、永きにわたりというのは概ね10年以上というように形で内申の対象とするときの基準はございます。ただ、そういう人物等を限定しないで、その都度審議会の中でその功績について判断していただくということが重要かなというふうに考えております。

- 井口会長 ただいま、事務局の方から功績表彰につきましては、内規的な年数はあるようなんですけど、各々その事案によってその都度審議していくということで、具体的な基準はないということで、今回この在職年数による表彰につきましては、見直しをかけるということなんですけども、一応功績表彰につきましては、その都度するというので、見直しというよりもその都度審議会等で決めていくというような状況になっているようなんですけども、それにつきまして井手さんいかがですか。
- 井手委員 結構です。基準年数が下がったイコールこういうことも加味されて1件1件の審議の中で、これから判断していく必要があると。
- 井口会長 よろしくをお願いします。
- 溝端委員 もう1件、最後ですけどね。変な話ですけども、表彰というのは中身は何なんでしょう。表彰状だけですか。副賞なんてあるんですか。そういうのは伴うんですか。
- 森田課長 表彰状と額を贈呈します。
- 溝端委員 それだけです。
- 森田課長 はい。
- 栄藤部長 立派な額です。それと、表彰台帳に登載しまして、お亡くなりになったりという話になりましたら、町の方からお悔やみ意思を、通常の町民よりもより深くお悔やみ申し上げる。そういうような形です。
- 井口会長 例年、1月4日の交礼会で表彰はされますね。
他に、表彰条例の改正案につきまして、何かご意見ありましたら、ごさいませんか。
それでは、他にご意見・質問等はないようなんですけども、太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局(案)につきまして、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし
- 井口会長 では、ご異議がないようなので、議事の太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局(案)については、原案どおり承認することといたします。
ここで事務局より議事関係で今後の日程の説明がございます。
よろしくをお願いします。
- 太田主事 太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局(案)についてご承認いただきありがとうございます。

今後、事務処理の方を進めさせていただきます。本改正により、15年から12年に表彰基準が短縮されますので、先の説明のなかでも触れましたけれども被表彰者につきましては、新たに12年に短縮することで該当になる方につきましては、次回のまちづくり審議会の方で諮問させていただく予定でございます。そういった意向でございますので、よろしくお願いいたします。

8. 報告 自治基本条例の制定について

井口会長 続きまして、報告事項の自治基本条例につきまして、事務局よりお願いいたします。

池田副課長 失礼いたします。私の方からは、自治基本条例というものの制定につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、恐れ入ります。今日机上の方に置かせていただきましたA4 ホッチキス綴縦型で自治基本条例の制定についてというふうにタイトルを書いております資料でございます。こちらの資料を使いまして、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1ページ目をめくっていただきまして、自治基本条例というものについての説明をさせていただいております。

昨年度のまちづくり審議会でもご説明申し上げた件でございますので、若干重複する点もあろうかと思っておりますが、概要につきましてご説明をまずさせていただきます。

まず1番、自治基本条例制定の背景というところになるんですけども、まず今我々地方公共団体がどういった状況に置かれているのか、これは太子町の特質という部分もありますし、全国ベースでも共通点である問題ということでもありますけども、まずひとつが少子高齢化の中で子どもさんが減って福祉・医療費とかがどんどん必要になってくる。ということと、人口そのものが減ってくる、そういった中で集落が成り立たないとか、税収が減っているとか、あるいは、地域のことで申しますと、地域の行事である溝掃除とか、そういった維持管理が難しくなってくる。そうした色々な問題がでてきます。

もうひとつ、それと含めまして高齢化の福祉の充実という部分ともリンクしてくるのですが、我々が担うべき公共サービスが増加をしてきています。福祉・医療費もそうですし、その他色々なニーズというものが出てきている。そういった中で、限られた財源の中で地域社会を維持していくためには、維持していくというよりも活力ある地域を維持していくため、まちづくりを行っていくためにはどうしたらいいのか、その中で行政だけではなくて議会の皆様であったり、住民の皆様だったりそういった方々と一緒に協力してやっていこう。これは今までももちろん協力してさせていただいておったんですけども、協力してやっていこうという姿勢を文章として明文化しよう、ルール化しようというものがこの自治基本条例の制定というものでございます。

ですから、これができて何かが変わるとか、何か皆様方の生活が変わるといったものではなくて、一緒に手を取り合ってまちづくりをしていこう。そういった理念を文章化しようとものでございます。

これにつきましては、実は、昨年平成 29 年度から自治基本条例を作ろうじゃないかということで、町の方で取り組みをさせていただきました。その中で住民の皆様方にも色々ご意見を伺ってまいりました。

その流れにつきまして、1 ページの下半分、2 番、太子町のこれまでの制定作業経緯というところで書かせていただいたのですが、まず今年の 7 月、1 年前なんですけども、自治基本条例の制定、こういったものが必要ではないでしょうか、あるいは内容はこういったものを考えてますということ、今年のまちづくり審議会あるいは、町の議会の先生の方々全員協議会の場において報告をさせていただき、ご質問をお受けいたしました。その次に、実際の住民の方の声をお伺いしなければいけないということで、平成 29 年 8 月にまちづくりの集いというものをさせていただきました、自治基本条例をテーマにご説明をさせていただきました。

資料の方ですね、ページが変わるんですけども、3 ページをお開けいただきたいのですが、まずまちづくりの集いがどういったものかということをご説明させていただきますと、毎年当町、夏に各小学校区を町長から部次長までの町幹部が回りまして、自治会長の方々、あとご希望される方はどなたでも入っていただくといった形でお集まりいただきまして、意見交換、あと我々行政役場の方がお話ししたいこと、お伝えしたことをご説明させていただき、そういった会をさせていただきました。

昨年度は、台風の関係もあって 6 日の予定が 5 日になったのですが、131 名の方にご参加いただきまして、4 会場 5 日間でこういった集いをさせていただきましたところ。そこで、自治基本条例はこういったものですよといったご説明をさせていただいて、いただいたご意見が 3 ページにまとめているものです。そのまちづくりの集いでどういった我々が説明をさせていただいたかということなんですけども、まずご説明させていただいた内容につきまして、まとめている資料が 2 ページの方の A3 の見開きの大きな資料になります。

「和のまち太子」参画と協働のまちづくりということで、先ほどまちづくりをしていく中で住民の皆様方と議会と行政と一緒にやっていきたいということをお願いしたのですが、それを図化したものがこの資料でございます。右上の方に大きな四角、参画と協働と書いて四角囲みしているのですが、住民の皆様方、左下には議会、右下には行政、この 3 者がそれぞれ連携をして結び合っ、一緒にやっていく、まちづくりをしていく。それを参画と協働という輪っかで囲っているものです。

こういった囲っていることを実際に太子町のまちづくりにおいては、我々行政はこういういったことに気をつけて住民の皆様の参画をしてもらわなければいけない。あるいは、こういったことについては情報を積極的に発信しなければいけない。あるいは、住民の皆様方におきましては、こういったところで協力をお願いしたい。そういったことを条例として文章としてまとめていくことを申し上げました。

そういったご説明をさせていただいたんですけども、参加者の方から色々いただいたご意見は、3ページに戻るんですけども、そもそも条例制定の目的、なんでこういった条例を作る必要があるんでしょうか、あるいは、住民の意見を募集する仕組みをもっと作ればいけないでしょうか、住民の皆様方が持っている思いを行政がもうちょっと汲み取る仕組みが必要なんではないでしょうか。あるいは、町の広報ですね、広報たいしっていう紙媒体もそうですし、ホームページもそうですし、そういった情報発信をもっと積極的にしなければいけないんじゃないでしょうか。そういったご意見をいただきました。

3ページの下の方にポイントとしてまとめさせていただいたんですけども、具体的な参画の仕組みを組み立ててほしい、意見を提案する場を充実させてほしい、多様な主体の中で、地域課題をどのように解決すればよいのかその解決策を示してほしい、そういったご意見をいただきました。

そういったご意見をいただいて、それを自治基本条例にどう反映させるかということになるんですけども、1ページの下の方に戻っていただきたいのですが、今年の8月まちづくりの集いをさせていただいた後、同12月に第2回のまちづくり審議会で再度ご説明をさせていただいた後、本年5月から実際の素案の作成作業に入っております。

素案の作成作業をどういうふうに行っているのかと申しますと、役場の中の職員で5人ほどの人間をワーキングチームということで、専門的に意見をいただく、素案を作るといったチームを今作っております。そのチームのメンバーに対して今まで我々が説明してきたこと、あるいは、まちづくりの集いであったり、まちづくり審議会であったりいただいた住民の皆様等のご意見を全てその委員にフィードバックをしまして、その上で、太子町独自の条例はどういった文章がいいのかということ今作っているところでございます。

具体的にこういったものになるのか、こういった内容になるのかということなんですけども、資料5ページ、1番最後のページをご覧いただきたいんですけども、ワーキングチーム進行予定というものがあります。

一応、今のところ4回、場合によっては5回、会議を開催する予定にしております。第1回の会議では、プレゼンテーションと申しますか、最初のオリエンテーリング的な話をさせていただいたんですけども、2回目、3回目、4回目それぞれ丸数字で項目を設けております。

例えば、第2回の①でしたら、「住民」の定義、「参画」「協働」の定義、例えば、第3回の①でしたら、「参画」の規定内容、この①・②・③・④それぞれをひとつひとつの条文化にしていく。例えば、第3回①昨日終わったんですけども、「参画」の規定内容について昨日議論いたしました。そのなかで、参画というものは、住民の皆様と行政とが対等な立場で議論する。その対等な立場で議論する、議論していただきやすいような仕掛けを作る役割を行政として工夫しなければならない。そういったことを行政の役割として文章に盛り込むべきであろうと。そういった議論をしております。

そういった①・②・③それぞれの項目について、行政はこうすべきだ、住

民の皆様にはこういったことをお願いしたい。そういったことを 1 個 1 個文章にしていく。その結果、条例の状態を作るといった形で作業を進めているところです。

これからどのようにそれを進行させていくのかということなんでも、今回このまちづくり審議会でご説明をさせていただきました。その後、来月 7 月なんですけども先ほどご審議いただきました表彰規則、新しい基準での表彰規則に基づきまして、表彰の対象者につきまして、精査をさせていただきます。7 月にこういった方を表彰者として推薦したいということをお示しさせていただきます。7 月にこういった方を表彰者として推薦したいということをお示しさせていただきます。7 月にこういった方を表彰者として推薦したいということをお示しさせていただきます。7 月にこういった方を表彰者として推薦したいということをお示しさせていただきます。

皆様方からいただいたご意見、答申を踏まえまして、再度 9 月くらいにまちづくりの集い今年度版をさしていただきまして、住民の皆様にご説明させていただくとともに、パブリックコメントと言うんですけども、こういった条例案をつくりましたということをお示しさせていただきます。ホームページであつたり、役場の窓口にお示しさせていただきます。1 ヶ月間自由に、太子町の方でしたらあなたでも、お名前等は書いていただく必要があるんですけど、ご意見をいただくそういった機会を 1 ヶ月間設けたいと思います。

その上で、秋にいただいたご意見を踏まえて、最終的に 10 月以降 12 月か 3 月か議会が開かれたタイミングに、条例としてこういう決まりを作っていくかどうかという提案をさせていただきます。考えております。

今日の報告につきましては、素案を作っている段階ですので、具体的な文章をお示しすることができません。非常に抽象的な説明になってしまつて恐縮なんですけれども、今こういった流れで進んでおりますということをお示しさせていただきます。来月に結果、成果物ですね、こういった条例の文章ですということをお示しさせていただきます。ご意見を賜りたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

井口会長 ただいま、報告事項の自治基本条例の素案につきまして事務局の方から説明がありましたけども、それにつきまして何か質問とかご意見ございましたら、賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

溝端委員 よろしいでしょうか。

井口会長 はい、溝端委員。

溝端委員 ここの A3 の住民、行政、こういうのはよく観られる参画・協働の図なんです。これは一般的なものとして別になにもないんですけども。ただ、どうなんでしょうか、その住民と言えども、太子町の中心部と周辺、このあたりも高齢化率だって、ものすごい地域格差があるわけですね。平均すると 27.1%になりますよということなんですけども、おそらく周辺部だ

ともっと激しく高齢化パターンが変わってくると。
自治会の担い手も、公園の維持管理も大変だという声が挙がっているところもあれば、中心の若い子育て世代が住んでいるところと差があると。つまり、中心と周辺のコラボレーションというんですかね、そういう観点からまちづくりも考えておかないと、周辺の人が置いてけぼりにされてるのが、大体日本の全体の自治体の在り方ですよ。

ですから、国の方もコンパクトシティという形で、市・町の中心にお金を費やすと、ますます周辺がほってけぼりになって、今小さな拠点づくりなんてやってますけども、実際のところどうなんでしょうか、住民が頑張ってるねと言っても、頑張れる住民がどれほどいるか。高齢化してできないというところが出てくる。そういう意味でいくと、町全体でこの絵柄は良いんですけども、もう少し周辺と中心のコラボレーションという観点から、中心からどうして団体・地域含めて周辺を支えていくかと、こういう観点も必要なんではないのかなというのがひとつです。

それから、早くからこれをしておかないと、まだ太子は若い自治体だと思うんです。人口が減るといっても、さほど大きく減らない。これを度々名前を出しますけども、上郡町だともう頑張れないんです。

この前、総務部長と話をしてしまったけども、まだ行政の人は、町の役割というのは、住民がこれをしたいということを手を挙げてくれて、それに対してお金を付けるのが町の仕事だと言うんです。私はそれに対して猛烈に反論しました。誰が手を挙げられますかと。あなたの発想は、大都市部の若い人たちが住んでいるところであれば、手を挙げてくれと。それを支えますよでいいんですけども、もう地域で頑張ろうと思っても頑張れない年齢の人達がたくさんいるわけ。その周辺がですね。

ですから、太子町は若い内に、そういう仕組み作りを条例だけじゃなくて、仕組みをしっかり作っておかないと、潰れるというか、遅すぎることにならないようにしていただきたいなと。

だから、絵柄を描くっていうのはいいんですけども、早く仕組み作りをするということ。

それから、中心の資源をどうやって周辺の方に、向けれるようにするかというのが大事かなと。

それから、もう一点ですけども、自治会の公園がどうこうというのがありました。たぶん、困ってはる自治会があるのかなと思います。これからどんどん増えてくると思います。その時に町としては、他の団体と一緒に手を組んでやってください。というのも町の言い分としては通るでしょうけども、ひとつ県のアドプト事業なんかを参考にされたらどうでしょうか。太子町でもそういうことされてる団体はあると思うんです。花植えとかですね。それに対して県は、年に2回ぐらい花植えする素材を提供すると。その代わり責任を持って、地域の団体あるいは、他のNPO含めてですけども、一緒になって町を水やりしたりしててくださいねという、それはいわゆるクレーマーとしての住民じゃなくて、地域を作る主体作りのひとつの仕掛けだと思うんですよ。そういうアドプトなんかをやっていくと、公園の整備なんかも自治会でしんどいと、ならば、他と協力してやるならば、

それに関する費用を一部補助しますというような仕組みなんか作っていくとですね、じゃないとこれほっておくと、たぶんできなくなってくるかなと思います。そんな仕組みも具体的に考えていく必要があるのかなと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

井口会長 ただいま、溝端委員からふたつの大きな意見、自治基本条例につきまして、意見がございましたので今の意見を参考に、今後ワーキングチーム等で検討の中に加えてもらったらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森田課長 先ほど先生が言われたように、太子町は地域によって高齢化率っていうのがかなり違ってきます。地域によりまして、課題等も個別で違うような状況っていうのもよく理解しているところでもあります。そこらへんを各自治会の方に町としても色々困り事等を教えていただくために、自治会長の皆様を通しましてご意見をいただいているところもございませう。今その高齢者の方でも元気な高齢者をできるだけ色々な各地域の活動に参加していただくことで、お願ひをしているところございませうし、そういう中でみんなでやっていくんだという意識を皆さんに持っていただく上で、この自治基本条例というものがとても重要なものになるのかなというふうに思っているところございませう。先生言われたように、その仕組み作りというものがすごく重要なところかというふうに思ひます。住民の色々な意見を聴くというような町の姿勢も問われてるところございませうし、そういうところに町がどのように関わっていきけるのかも、考えていかないといけないところかもしれませうので、今いただいたご意見も参考にしながら、今後の仕組み作りに活用させていただきますと思ひます。ありがとうございます。

9. 閉会

井口会長 お願ひします。
他に何かご意見等がございましたら。ございませうか。
それでは、ご意見・質問等がないようございませうので、議事を終了し、会議を閉会したいと思ひますが、よろしいでございませうか。
事務局から連絡事項がございましたら、よろしくお願ひします。

太田主事 失礼いたします。本日はありがとうございます。本日の会議に出席していただきました報酬につきましては、以前提出していただいております振込口座指定書で指定していただいております口座へ振り込ませていただきます。報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご確認の程よろしくお願ひします。
以上でございませう。


井口会長 本日は慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
会議では、太子町表彰条例施行規則の見直しに係る事務局（案）ついてを
原案通り承認しました。事務局におかれましては、本日の会議結果に基づ
いて、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力い
ただくことをお願いします。
それでは、これをもちまして、平成 30 年度第 1 回まちづくり審議会を閉
会いたします。


森田課長 井口会長、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましては、
本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。
なお、自治基本条例につきましては、町の前案が完成した後、本審議会に
お諮りをさせていただき予定としております。諮問できる段階になりましたら、
改めて審議会を開催させていただきますので、その節はよろしくお
願いいたします。
皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にあ
りがありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第 4 条に基づきここに署名する。

平成 30 年 7 月 10 日

署名委員

溝端 剛  印

瀧北 りえ  印